

学校法人石田学園広島経済大学における ハラスメントの防止等に関する規程

平成22年1月18日
制 定
最終改正 令和3年2月22日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人石田学園広島経済大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、本学園の役員・評議員、教職員、学生及びこれらの者と修学上・業務上の関係を有する者（以下「関係者」という。）の教育、研究、就業並びに修学における適正な環境等を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) セクシュアル・ハラスメント

教職員又は学生が、就労上又は修学上の関係を利用して、他の教職員又は学生を不快にさせる性的な言動をいう。

(2) アカデミック・ハラスメント

教職員が、その職務上の地位又は権限を不当に利用して、他の教職員又は学生に対して行う研究上、教育上又は修学上の不適切な言動をいう。

(3) パワー・ハラスメント

職場の優位性を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えること又は職場環境を悪化させる言動をいう。

(4) 妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント

教職員が、妊娠・出産、育児・介護休業等を理由に、他の教職員に不利益又は不快感を与える言動をいう。

(5) その他のハラスメント

前4号以外の不適切な言動であつて、相手方に不快感やその他の不利益を与えるものをいう。

(教職員及び学生の責務)

第3条 教職員及び学生は、ハラスメントに該当する行為を行ってはならない。

2 教職員及び学生は、この規程並びに教職員及び学生を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）の指導等に従い、ハラスメントを防止し、排除しなければならない。

(監督者の責務)

第4条 監督者は、次に掲げる事項に注意してハラスメントを防止し排除するとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(1) 日常の指導等により、ハラスメントに関し、教職員及び学生の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。

(2) 教職員及び学生の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じることがないように配慮すること。

(学長の責務)

第5条 学長は、教職員及び学生に対し、この規程の周知・啓発の徹底を図らなければならない。

2 学長は、ハラスメントの防止等のため、教職員及び学生に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示等による啓発活動を行わなければならない。

- 3 学長は、ハラスメントを防止し排除するため、教職員に対し、必要な研修を実施しなければならない。
- 4 学長は、教職員、学生又は関係者からのハラスメントに関する相談及び苦情の申出（以下「苦情相談」という。）に対応するため、相談員を任命し公表しなければならない。
- 5 学長は、研修を行うなどして、相談員の相談能力を向上させなければならない。
（相談員）

第6条 教職員又は関係者の苦情相談に対応する相談員は、教職員のうちから選任された者とする。

- 2 学生の苦情相談に対応する相談員は、学生相談室相談員及び学務センター学生課保健室職員のうちから選任されたものとする。
- 3 相談員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。
（相談員の任務）

第7条 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認と指導・助言等により、問題の適切かつ迅速に解決しなければならない。

- 2 相談員は、問題解決のため苦情相談を申し立てた者の同意を得た上で、学長に速やかに報告しなければならない。
- 3 相談員は、苦情相談を受けるに当たっては、相談、事実確認及び対応の内容について記録を残しておかなければならない。
- 4 相談員は、苦情相談に係る対応に当たっては、当事者及びこれに関係する者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
（調査委員会の設置）

第8条 前条第2項により報告を受けた学長は、苦情相談の内容に応じて、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員に、人権問題等検討委員長及び弁護士等外部の専門家を含めることができる。ただし、相談者と直接利害関係にある者は除外する。
- 3 セクシュアル・ハラスメントに関しては、調査委員会の委員を両性で構成しなければならない。
（調査委員会の責務）

第9条 調査委員会は、苦情相談に係る問題の事実関係を確認し、調査結果を学長に速やかに報告しなければならない。

- 2 調査委員会の委員は、苦情相談に係る対応に当たっては、当事者及びこれに関係する者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
（処分等）

第10条 学長は、ハラスメントに関する調査委員会の報告により、ハラスメントに起因する問題の事実関係が確認された場合は、理事長に報告するものとする。

- 2 理事長は、当該ハラスメントを行った教職員に対し、学校法人石田学園就業規則第40条に基づき、処分を行うとともに、結果を公表し、苦情相談を申し立てた者の就業上及び修学上の環境改善又は不利益の解消に必要な措置を講じなければならない。
- 3 学長は、当該ハラスメントを行った学生に対し、広島経済大学学則第32条又は広島経済大学大学院学則第32条に基づき、処分を行うとともに、結果を公表し、苦情相談を申し立てた者の修学上の環境改善又は不利益の解消に必要な措置を講じなければならない。
（不利益な取扱いの禁止）

第11条 ハラスメントに対する苦情相談、苦情相談に係る調査への協力、その他ハラスメントに起因する問題への対処等に関し、正当な対応をした教職員、学生及び関係者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。
（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、学長

が別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

1 この規程は、平成22年1月18日から施行する。

2 学校法人石田学園におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程及び学校法人石田学園広島経済大学における学生に対するセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。